

## 監査基準新旧対照表

|                | 現行の監査基準   | 基準改訂案  |
|----------------|---|--|
| <p>第三 実施基準</p> | <p>一 基本原則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。</p>         | <p>(同左)</p>  |
|                | <p>二 監査計画の策定</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に<u>重要な疑義を抱かせる事象又は状況の有無を確かめなければならない。</u></p> <p>8 (略)</p>                 | <p>7 監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に<u>重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。</u></p>                           |
|                | <p>三 監査の実施</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。</u></p> | <p>7 監査人は、<u>継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。</u></p> <p>8 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような</u></p> |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
|                | <p>8 (略)</p>  | <p><u>事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。</u></p> <p>9 (略)</p>  |
| <p>第四 報告基準</p> | <p>一～五 (略)</p> <p>六 継続企業の前提</p> <p>1 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。</u></p> <p>2 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>3 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</u></p> | <p>六 継続企業の前提</p> <p>1 監査人は、<u>継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。</u></p> <p>2 監査人は、<u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときは、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。</u></p> <p>3 監査人は、<u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</u></p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> | <p>4 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> |
|--|---|---|